# 販売店向けAkerun入退室管理システムの利用及び販売に関する規約 - B

## 第1条 (利用規約の適用)

本規約は、販売店との再販売取引基本契約書に基づき、株式会社Photosynth (以下「フォトシンス」といいます。)が提供するAkerun入退室管理システムの利用及び販売に関する条件を定めたものです。なお、本規約はフォトシンスのウェブサイト (URL: https://akerun.com/terms/resale) に掲示します。

## 第2条 (定義)

本規約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「ユーザー」とは、本システムに氏名、メールアドレス等の情報を登録し、Aker unユーザーIDを取得した個人をいいます。
- (2) 「本システム」とは、フォトシンスが保有・提供する以下の①ハードウェア、② オプション品と③ソフトウェアによる「Akerun入退室管理システム」を意味します。
  - ① ハードウェアとは、フォトシンスが提供するオフィス等の設備の錠に取り付け、ユーザーのICカード/スマートフォンと無線通信(Bluetooth®)により取り付けられた錠を開閉する機器(スマートロック:商品名称「Akerun Pro/Akerunコントローラー」等)及び付随するドアセンサー、ICカードリーダー、電池等の関連機器を含みます。(以下Akerun Pro/Akerunコントローラー等及び関連機器を総称して、「本レンタル品」といいます。)。
  - ② 「オプション品」とは、関連機器以外で、本レンタル品の設置の際に錠とハードウェアを調整する部材を意味します。
  - ③ 「ソフトウェア」とは、フォトシンスが導入・利用を認める、スマートフォン向けアプリケーション(名称「Akerunアプリ」)、Web管理画面(名称「Akerun Connect」等)及びAPIを含みます。
- (3) 「本サービス」とは、本システムにより提供されるサービスを意味します。
- (4) 「販売店」とは、フォトシンスとの間で再販売店取引基本契約書を締結し、本サービスを販売する権利を許諾された者を意味します。
- (5) 「購入者等」とは、販売店から本サービスを購入し利用又は再販売する個人もしくは法人並びにその他団体・組織を意味します。
- (6) 「電気錠・自動ドア」とは、本サービスを利用する際に必要な、電気的に制御可能な錠や自動ドア、ゲート等を意味します。
- (7) 「申込フォーム等」とは、フォトシンスと販売店との間で取り決めた本サービス の利用希望者が販売店に提出する本サービス利用契約に関する申込書又はWeb申 込みフォームを意味します。
- (8) 「本契約」とは、本サービスに関して販売店とフォトシンスとの間で成立する権利義務に関係する事項を定めたもので、再販売店取引基本契約、本規約及び発注書(対象商品、数量、利用期間、利用料金、出荷希望日及び解約条件等の事項を含みます。)を内容とする契約を意味します。
- (9) 「発注書」とは、利用希望者からの本サービス利用申込みに伴い販売店からフォトシンスに提出される書面をいい、販売店によっては発注書とは別称で呼ばれることもあります。
- (10) 「利用契約」とは、本契約を前提に販売店と購入者等との間で成立する本サービスの利用に関する権利義務関係を定めたものを意味します。
- (11) 「ユーザーアカウント登録」とは、本サービス利用の前提として、販売店又は購入者等及びユーザーが行うユーザーID及びパスワードの登録を意味します。

- (12) 「ユーザーID」とは、フォトシンスがユーザーに付与する、ユーザーを識別する ための符号を意味します。
- (13) 「パスワード」とは、フォトシンスがユーザーに付与するユーザーIDと組み合せてユーザーを識別するための符号を意味します。
- (14) 「本サービス用設備」とは、フォトシンスが本サービスの提供のために利用する コンピュータ、サーバー、ミドルウェア、電気通信設備その他の機器及びソフト ウェアを意味します。
- (15) 「プラットフォーム」とは、フォトシンスが本サービスを販売するために利用するWebサービス (GooglePlay®、AppStore®等本サービスが購入できるWebサービスを含みますがそれらに限られません。) 等を意味します。
- (16) 「知的財産権等」とは、著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)及びノウハウを意味します。
- (17) 「API」とは、当社が本サービスに関連して提供するアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下「本API」といいます。)を意味します。なお、本APIを利用するためには、当社が別途定める「Akerun入退室管理システムAPI利用規約」(URL: akerun.com/terms/、以下「本API規約」といいます。)に承諾した上で、当社が別途定める申込方法に従って申込みをする必要があります。
- (18) 「API連携サービス」とは、本サービスに関連して提供される本APIを通じて、本サービスの機能又は本サービスから提供される情報を利用することにより、提供されるサービスをいいます。なお、当該サービスには、フォトシンスが提供するサービスだけでなく第三者が提供するサービスが含まれる場合があります。

### 第3条 (利用契約の締結等)

- 1. 販売店又は購入者等は、本規約又は販売店が提示する本規約相当もの(以下「本規約等」といいます。)を承諾して本サービスをご利用頂く必要があります。
- 2. 未成年の方は、本サービスの申込みの際に、保護者の委任状が必要となります。
- 3. 本サービスの利用希望者が申込フォーム等に必要事項を入力し、本規約等を承諾して申込みを行い、販売店からフォトシンスに提出される発注書(以下「発注」といいます。)に対してフォトシンスが承諾したときに、販売店と利用希望者との間で本サービスの利用契約が成立し、フォトシンスと販売店との間で個別契約が成立するものとします。なお、実際に利用希望者が、本規約等の内容を承諾の上で申し込みを行っているか否かにかかわらず、販売店から提出された発注書にフォトシンスが承諾をした時点で、フォトシンスは、利用希望者が本規約等の内容に承諾しているものとみなします。
- 4. フォトシンスは、当該発注に対して、条件付きで承諾することもできるものとします。
- 5. すでに成立している個別契約及び利用契約における発注数量や出荷希望日の訂正は、出荷予定日の3営業日前までに販売店がフォトシンス所定の変更申込みを行い、フォトシンスがこれを承諾したときに効力が発生するものとします(以下「変更契約」といいます)。
- 6. フォトシンスは、何らかの理由で出荷遅延が発生することが判明した場合、直ちに 販売店に通知し、出荷日の変更を申し入れることができるものとします。
- 7. フォトシンスは、前各項その他本規約の規定にかかわらず、申込者又は販売店が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は変更契約を締結しないことができます。この場合の不締結の理由は非公開とします。

- (1) 本サービス、本レンタル品に関する金銭債務の不履行又はその他利用契約に違反したことを理由として過去に利用契約を解除されたことがある場合
- (2) 本サービス利用の申込み又は変更申込みの内容に虚偽の記載、誤記があった場合 又は記入もれがあった場合
- (3) 金銭債務その他利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとフォトシンスが判断した場合
- (4) 利用申込みをした者が本サービス、本レンタル品と同様又は類似の製品・サービスの開発もしくは提供をしている場合
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当する場合
- (6) その他フォトシンスが不適当と判断した場合
- 8. 利用契約における本サービスの利用期間については、別途定める場合を除き、原則として12ヶ月間を基本とします。また、販売店又は購入者等が本規約等に従い解約の手続き及び本レンタル品の返却をしない場合、利用契約は同一条件で自動更新されるものとします。
- 9. 本サービスの導入に際して、既存の錠・扉の交換・設置作業又は設置工事が必要となる場合、販売店又は購入者等が当該作業・工事を行う場合を除き、フォトシンスへの発注と同時に、当該作業・工事業務の委託についても、販売店から当該作業・工事の申し込みがあったものとし、当該作業・工事業務に関する業務委託契約が成立するものとします。なお、フォトシンスは、当該作業・工事の申し込みに際して、販売店に別途お見積書・条件を提示するものとします。
- 10. フォトシンスは、前項の業務委契約に関して、フォトシンスが指定する施工業者に再委託できるものとします。
- 11. 第9項の場合で、当該作業・工事に伴い、本レンタル品以外の物品・資材等を設置・加工したときは、当該物品・資材等の所有権は、当該作業・工事業務が完了した時に、購入者等に帰属することになります。なお、当該設置・工事に係る購入者等が所有・占有・管理する建物物件や資産に対する原状回復等の費用は購入者等が負担するものとします。
- 12. 販売店又は購入者等が既存の錠・扉の交換作業又は設置工事を実施する場合あるいはフォトシンスが指定する施工業者以外の第三者に当該作業・工事を委託する場合は、当該作業・工事(当該第三者によりに製作、加工又は施工された錠・壁・扉・配線を含みますが、これらに限られません。)に起因する下記の本サービス・本レンタル品の不具合又は第三者への損害等の事象が発生する可能性があることを販売店又は購入者等は予め了承し、その責任について、フォトシンスは免除されるものとします。また、販売店又は購入者等は、下記事象の発生に関して予め対策を講じておくものとします。
  - (1) 施錠・解錠や権限更新、遠隔操作等の動作を行えないこと
  - (2) 錠・扉その他の物に故障、破損、不具合等が発生すること
  - (3) 本レンタル品に故障、破損、不具合等が発生すること
  - (4) 第三者に対する直接的又は間接的な不利益・障害等が発生すること
- 13. 前項の場合で、本件レンタル品の故障等が疑われるとき、販売店又は購入者等はフォトシンスに対して、有償にて現地調査を依頼することができます。また、販売店又は購入者等は、本件レンタル品の故障等の原因がフォトシンスにあること証明しない限り、本レンタル品の故障等に係る損害を賠償しなければならないものとします。なお、当該損害賠償については、第12条第6項を準用するものとします。

### 第4条 (販売店による本サービスの販売)

- 1. 販売店が利用希望者に本サービスを販売する場合、販売店は利用希望者に対して本 システムを設置する錠の形状、場所、設置者及び設置方法等(以下「設置推奨環 境」といいます。)の確認を行わなければならないものとします。
- 2. 販売店は、前項の確認の結果を発注書の提出時にフォトシンスに対して通知しなければならないものとします。
- 3. 第1項の確認の結果、利用希望者が設置推奨外の環境へ設置することとなる場合、 当該設置に伴い生じた本レンタル品の不具合等に関して販売店はフォトシンスに対 して一切の責任を負うものとします。
- 4. フォトシンスが本商品を出荷した後に、購入者等が本商品を受領せず返送された場合、販売店はフォトシンスに対して再発送に要する費用を負担するものとします。
- 5. フォトシンスが再出荷をしたにもかかわらず、購入者等が再度受領しない場合、フォトシンスは販売店との当該個別契約を解除することができるものとします。
- 6. フォトシンスが販売店からの発注を承諾してから本商品を発送するまでの間に、購入者等が解約をした場合、フォトシンスは販売店に対して本レンタル品一式につき キャンセル料として1万円請求できるものとします。
- 7. 販売店は、第1項ないし前項に関して、購入者等に対して説明するものとします。

## 第5条 (本サービスの問い合わせ及びサポート)

- 1. 販売店は、購入者等からの問い合わせ及びサポート(以下「サポート等」といいます。)の一次受けに必要な窓口を設置し、一次対応するものとします。ただし、サポート等の内容によっては、販売店はフォトシンスが購入者等に直接対応するよう依頼することができる場合があります。
- 2. 前項の規定は、フォトシンスが購入者等に対して直接サポートすることを否定する 趣旨を含みません。
- 3. フォトシンスは、販売店経由の購入者等から修理又は交換等を依頼された場合は、 販売店にその費用を請求する場合があります。

#### 第6条 (本サービスの利用に伴う設置工事)

本サービスの利用に伴い設置工事が必要になる場合で、購入者等の都合により、フォトシンスが指定する施工業者以外の業者に設置工事を依頼するとき、当該施工後に発生した本商品の不具合に関しては、原因の如何を問わず、フォトシンスは責任を負わないものとします。

#### 第7条 (通知)

- 1. フォトシンスから販売店及び購入者等への通知は、電子メール、書面、本サービス への表示、フォトシンスが運営するホームページへの掲載等、フォトシンスが適当 と判断する方法により行います。
- 2. 前項の規定に基づき、フォトシンスが販売店及び購入者等への通知する際に、電子メール、本サービスへの表示又はフォトシンスのホームページへの掲載の方法により行った場合、販売店及び購入者等に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信、本サービス等への表示又はフォトシンスのホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

#### 第8条 (本規約の変更)

- 1. フォトシンスは、以下の場合に、フォトシンスの裁量により、本規約を随時追加・変更・削除(以下「変更」といいます。) することができます。
  - (1) 利用規約の変更が、販売店又は購入者等の一般の利益に適合するとき

- (2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事に照らして合理的なものであるとき
- 2. フォトシンスは前項による本規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の2ヶ月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日をフォトシンスのウェブサイト (URL: https://akerun.com/terms/resale) に掲示し、また販売店に電子メールにて通知します。ただし、本規約の軽微な変更等に過ぎない場合は、販売店に通知することを要せず、当社ウェブサイトへの掲載をもって即時発効することができるものとします。
- 3. 変更後の利用規約の効力発生日以降に販売店又は購入者等が本サービスを利用 (「利用継続」を含みます。)したときは、利用規約の変更を承諾したものとみなします。

## 第9条 (利用申込み、発注及びユーザーアカウント登録)

- 1. 販売店又は購入者等は、本サービスを利用するために、申込み、発注書の提出又は ユーザーアカウント登録をして頂く際に、真実かつ正確で最新の情報をフォトシン スに提供しなければならないものとします。
- 2. 個別契約又は利用契約が、解除もしくは別途フォトシンスあるいは販売店が指定する方法により解約された場合、当該解除・解約時点以降、フォトシンスは登録された情報を継続して保有する義務を負わないものとします。

## 第10条 (本サービスの内容)

- 1. 本サービスは、下記を主な内容とします。
  - (1) 施解錠
    - ① 対応するICカードやスマートフォン端末をICカードリーダーにかざして施解 錠
    - ② PC、タブレット等のウェブブラウザを通じて遠隔地施解錠が可能
    - ③ オートロック施錠付属のドアセンサーが扉の開閉を検知して自動施錠
  - (2) 合鍵発行
    - ① スマートフォンのAkerunアプリ内で合鍵発行が可能
    - ② Web管理画面「Akerun Connect」上で複数名に対して一括で合鍵発行が可能
  - (3) 鍵権限の設定
    - ① 常時利用:いつでも解錠・施錠が可能
    - ② 期間限定利用:△月△日○時○分~□時□分まで指定が可能
    - ③ 繰返利用:月〜金○時○分〜□時□分など曜日・時間帯の繰返指定が可能
  - (4) 入退室履歴取得

ICカードリーダーを室内・室外に設置することにより入室・退室履歴を取得

- (5) Akerun Connectの機能
  - ① 複数のユーザーを一括登録、鍵権限発行・変更
  - ② 対応するICカードやスマートフォンへの鍵権限の発行
  - ③ 複数のスマートロックを1つの管理画面で一括管理
  - ④ 各ユーザーの解錠・施錠の履歴の閲覧
  - ⑤ 抽出各ユーザーの解錠・施錠の履歴をCSVで出力
  - ⑥ 遠隔地の施錠状態の確認、遠隔地の解錠・施錠操作
- (6) オートロック
  - ① センサー施錠:ドア開閉を検知して施錠操作
  - ② タイマー施錠:ドア開閉ない場合、解錠後60秒で施錠
- (7) セキュリティ強化

- ① 本体ブザー・メールで開け放し警告を通知
- ② 夜間等オートロックモードへの自動切り替えの時間帯設定
- 2. 本サービスの内容の詳細は、フォトシンス別途公開するホームページ (https://ak erun.com) 又はサポートページ (https://support.akerun.com) に記載するものとします。

## 第11条 (フォトシンスのサポート体制)

フォトシンスがユーザーに対し直接サポートを行う場合は、以下のとおりとします。

- (1) カスタマーサポートによる対応
  - ① 対応時間:平日10時~18時
  - ② 対応内容:操作方法等本サービスに関わるサポート
- (2) 上記時間以外の対応

入室できない等の緊急の場合に限り、鍵業者の手配代行のみ受付をします。

## 第12条(対価の支払)

販売店は、本商品の再販売の対価として、販売店取引基本契約書添付の別紙、卸売価格リスト又はフォトシンスが発行する請求書に従いを、次条に定める方法により支払うものとします。なお、フォトシンスが本サービスの標準利用料金を改定する場合は、別途通知します。また、個別契約時に、現地調査、錠・扉の交換、設置作業又は設置工事が発生する場合、それらに係る費用について、フォトシンスは販売店に対して当該利用料金とは別に請求できるものとします。

## 第13条 (購入者等の利用料金の支払いに関する目安)

- 1. フォトシンスは、購入者等に対する本サービスの課金について、本レンタル品が発送された日が属する月の初日から開始することを基本とし、日割り計算は行いません。
- 2. 販売店は、購入者等に対して提示した支払条件をもって、フォトシンスに対して、対価の支払いについて対抗力を有さないものとします。

#### 第14条 (本サービス利用のための設定・維持)

- 1. 本サービスを利用する前提として、本サービスをダウンロードするためのインターネット接続環境、本レンタル品との通信が可能なスマートフォンは、購入者等の責任で準備して頂くものとします。
- 2. フォトシンスは、本サービスの利用者数や利用量の増加・インフラ・物価・為替・ 人件費等の変動を要因とする原材料価格や原価の高騰、サービスプランの再編、本 サービスの機能向上又はサービス拡充等の目的から利用料金の改定を行うことがで きるものとします。
- 3. フォトシンスは、本サービスの動作、セキュリティ、機能向上、サービス拡充等の 目的から本システムを構成するソフトウェアのアップデートを行います。
- 4. 前項のアップデートの性質・規模又は購入者等の利用実態によっては、購入者等に 手動でのアップデートを実行していただくことがあります。また、相当期間を設け た上で、フォトシンスより一方的に該当するソフトウェアのアップデートを実行す る場合があることを予めご了承頂きます。
- 5. 購入者等のネットワーク構成・利用実態又は購入者等の都合・事情により、ソフトウェアのアップデートを実行して頂けない場合、本サービスの停止等、本サービスをご利用頂けない可能性又はそれに伴い購入者等あるいは購入者等の顧客等の第三者に損害が生じる可能性があることを予めご了承頂きます。なお、当該アップデートの不実行により生じる損害について、フォトシンスは責任を負わないものとしま

す。

## 第15条 (本レンタル品の貸与)

- 1. フォトシンスは、本サービスの提供の前提として、本レンタル品を販売者等に貸与するものとします。
- 2. 販売店は、利用希望者が本サービスを適切に利用できるようにするために、本項各 号に従い、本レンタル品の設置にあたり設置予定の錠又は扉が本レンタル品の設置 に適しているか否かの確認を、事前にフォトシンス営業担当又はサポート担当に確認するものとします。また、販売店は、購入者等が本レンタル品の設置場所を変更 する場合、速やかに販売店に通知させるものとし、同様に新しい設置場所につき錠 又は扉が本レンタル品の設置に適しているか否かの確認を行わなければならないものとします。
  - (1) 販売店及び利用希望者は、設置予定の錠又は扉が本レンタル品の設置に適しているか否かの確認について、フォトシンスのサポートサイトの記載手順に従って、「Akerun取付診断」を実施するものとします。なお、フォトシンスが定める設置推奨環境についても、当該サポートサイトに定めるものとします。
  - (2) フォトシンスが設置に適さない錠・扉と判断した場合、利用希望者は、フォトシンスが推奨する錠・扉への交換を行った上で、本レンタル品を設置するものとします。当社が定める設置推奨環境外(屋外使用、引き戸、型番不明の錠、未実績の錠及び廃番の錠等)で本サービスを利用することについては、利用希望者(購入者等)の自己責任とします。なお、設置推奨環境外での利用においては、以下の事象等が発生する可能性があります。
    - ① 施錠・解錠、鍵権限更新、遠隔操作等の操作が行えないこと
    - ② 錠その他の物に故障、破損、不具合等が生じること
    - ③ 本レンタル品に故障、破損、不具合等が発生すること
    - ④ 本レンタル品の剥落等により購入者等又は第三者が管理、所有する物等に破損、不具合等が発生すること
    - ⑤ 本レンタル品の剥落等により購入者等その関係者又は第三者が負傷すること
  - (3) フォトシンスが設置に適さない錠・扉と判断したにも拘わらず、フォトシンスが 推奨する錠・扉への交換を利用希望者(購入者等)が行わずに本レンタル品の設 置・利用を敢行した場合又は利用希望者が設置に適さない錠・扉かどうかの確認 を怠って本レンタル品の設置を行った場合、フォトシンスは、当該設置・利用に 関する不具合・故障等につき免責されるものとします。
  - (4) フォトシンスが設置に適する錠・扉であると判断し、購入者等が設置した後で、購入者等が設置場所を変更し、設置に適さない錠・扉に設置をしたことが判明した場合、当社は当該設置場所の変更・利用に関する不具合・故障等につき免責されるものとします。
- 3. 販売店は、購入者等が本レンタル品の受け取り後、本レンタル品の不具合等を発見した場合は、まず販売店へ連絡するよう購入者等に説明するものとします。販売店経由にてフォトシンスで検査を行い、本レンタル品に不具合がある場合には、無償で本レンタル品の交換等を行います。ただし、購入者等の故意又は過失(錠確認の未実施、既製品でなく自己製作された扉への設置もしくはフォトシンスが設置推奨外としている錠又は扉等(以下「設置推奨外環境」といいます。)への設置による水濡れ等又は指定工事業者外による施工不備等)に起因して不具合が発生した場合には、フォトシンスは、販売店又は購入者等に修理費用等を請求できるものとしま

す。

- 4. 前項に基づきフォトシンスが本レンタル品の交換を実施した場合、販売店は、購入者等が新しいハードウェアを受領した日から30日以内に、不具合のあったハードウェアをフォトシンスに返却するよう購入者等に対して通知するものとします。当該期間内に返却がない場合は紛失とみなし、本条第6項を準用します。
- 5. 本レンタル品の上位版 (アップグレード版) をご利用頂く場合、フォトシンスは有 償にて提供を行うものとします。具体的な費用についてはフォトシンスより別途販 売店に見積書又は卸売価格リストを提示するものとします。
- 6. 購入者等は、本サービスの利用契約期間中、善良な管理者の注意をもって本レンタル品を取り扱って頂くものとし、購入者等の故意又は過失により、本レンタル品を毀損・破損・一部滅失させた場合、フォトシンスは21万円を上限としてフォトシンスが定める損害金を販売店に請求できるものとします。また、購入者等が、本レンタル品を全損・全部滅失させた場合、フォトシンスは販売店に対して損害賠償額の予定として21万円を請求できるものとします。
- 7. 購入者等は、期間満了その他の理由で本サービスの利用契約が終了する場合、フォトシンスが貸与した本レンタル品を速やかにフォトシンスに返却頂くものとし、販売店は本レンタル品の返却をもって貸与を終了する旨、購入者等に説明するものとします。なお、販売店は、購入者等が本レンタル品一式の返却をしない場合、フォトシンス又は販売店が個別契約又は利用契約を強制解約する場合を除き、利用契約は自動更新又は個別契約が継続されたものとして卸売価格相当額の支払いが発生することになります。また、返却時にフォトシンスが検査し、本レンタル品に毀損・滅失等がある場合は、前項を準用します。なお、返却を必要とするレンタル品の詳細については、納品時の箱に同梱する「レンタル品チェックシート」で確認することができます。
- 8. 前項の本レンタル品の返却に係る費用は、購入者等の負担となりますので、販売店は購入者等に予め本条の内容をご了承いただくよう説明するものとします。

## 第16条 (ユーザーID及びパスワードの管理)

- 1. ユーザーは、本サービスの利用に際して、フォトシンスの発行するAkerunユーザー ID及びパスワードを用いた認証を行います。
- 2. ユーザーは、AkerunユーザーID及びパスワードの認証情報を第三者に開示、貸与、 共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの 適宜変更を含みます。)するものとします。ユーザーID及びパスワードの認証情報 の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりユーザー自身及びその他の第三 者が損害を被った場合、フォトシンスは一切の責任を負わないものとします。ユー ザーのAkerunユーザーID及びパスワードによる本サービスの利用その他の行為は、 全てユーザーによる利用とみなすものとされ、ユーザーはかかる利用についての利 用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。

### 第17条 (登録情報の変更通知義務)

- 1. 購入者等に、社名、住所、電話番号、メールアドレスその他フォトシンスへの登録 内容に変更が生じた場合、販売店は遅滞なく所定の方法(メール/電話)でフォトシ ンスに届出るものとします。なお、当該届出がなされなかったことで利用者が不利 益を被ったとしても、フォトシンスは購入者等に対し責任を負いません。
- 2. 前項の届け出があった場合で、フォトシンスが届け出のあった事実を証明する書類の提出を販売店又は購入者等に求めるときは、販売店は遅滞なくこれに応じるものとします。
- 3. 購入者等の会社組織の合併・分割等により利用者の地位の移転・承継等が生じる場

合、販売店は当該移転・承継等に関して利用契約の変更に必要な手続きをとると共 に、フォトシンスへその旨通知を行うものとします。

#### 第18条 (利用開始前の契約終了)

- 1. 販売店と購入者等との間で本サービスについての利用契約の成立後、フォトシンスが本商品発送してから購入者等に配送されるまでの間において、以下に定める場合で、購入者等の事情により利用契約の継続が困難となったとフォトシンス又は販売店が認めたとき(購入者等の事情による解約を含みます。)は、販売店が、解約に関する手数料として本レンタル品一式に含まれるスマートロック1台につき1万円(税抜)及びその消費税をフォトシンスにお支払いいただくことで、フォトシンスと販売店間の当該利用契約に紐づく個別契約が終了するものとします。なお、購入者等から本レンタル品の返却がなされないときは、販売店は購入者等との利用契約終了の事実をもって、フォトシンスと販売店との間の当該購入者等との利用契約に紐づく個別契約の終了を対抗できないものとします。
  - ① フォトシンスが本商品を発送した時点で購入者等が販売店に対して解約の手続きを行っていたものの販売店からフォトシンスへの当該解約の手続きが当該発送後に届いた場合
  - ② フォトシンスが本商品を発送した時点で購入者等の事情により利用契約の継続が困難となる事情が発生していたものの販売店からフォトシンスへ当該事情の伝達が当該発送後に届いた場合
- 2. 前項の場合において、当該利用契約に現地調査、錠・扉の交換・設置工事等が含まれるとき、当該利用契約の終了に伴い発生した人員・資材の調達に係る費用や事前調査費用等の損害については購入者等の負担とし、フォトシンスは販売店に別途請求できるものとします。
- 3. 第1項の場合において、本レンタル品の返却に関しては、第15条第7項の規定を準用します。
- 4. フォトシンスは、以下の各号のいずれかに該当する場合、本条第1項で定める「購入者等の事情により利用契約の継続が困難となったとフォトシンス又は販売店が認めたとき」に該当するとみなすことができるものとます。
  - (1) 発注書の提出時に発送希望日を記入せず、「未定」と記載し又は幅のある記載を した場合で、フォトシンスが販売店に対して通知した本商品の発送予定日から3 ヶ月を経過しても、購入者等が発送日を確定させないとき
  - (2) 販売店からフォトシンスへの発注の際にフォトシンスに依頼した発送日から3ヶ月以上先に発送日の変更を依頼するとき
  - (3) フォトシンスが本商品を発送したにもかかわらず、購入者等が、本商品を受領しないとき
  - (4) その他前三号に準ずる行為により、購入者等が本商品の発送又は配送を遅延させたとき

#### 第19条 (購入者等からの利用契約の解約の申出等)

1. 購入者等が、本サービスの利用期間満了により利用契約を解約する場合、期間満了月の1ヶ月前までに、販売店は、フォトシンス指定のフォーマット(フォトシンスのホームページ又は本サービス内の各種申込み画面上において入力・送信する方法を含みます。)にてフォトシンスにその旨通知(以下「解約通知」という。)するものとします。この場合、期間満了月の翌月5日(土日祝日の場合は翌営業日)までに本レンタル品一式の返却が完了することを条件に、期間満了月の末日に利用契約は終了となります。ただし、本レンタル品一式の返却が期間満了月の翌月5日までに到着しなかった場合、当該解約通知はなかったものとみなし、第3条第8項に従い、

- 当該利用契約は同一条件で自動更新したものとみなします。
- 2. 前項に定める所定の期日までに購入者等が本レンタル品一式の返却をしない場合、 フォトシンスは購入者等が本レンタル品一式を紛失したものとみなし、販売店に対 して第15条6項の規定を準用し、損害賠償を請求することができるものとします。
- 3. 購入者等が本レンタル品一式を返却した際に、本レンタル品に一部紛失・破損・毀損・汚損等があった場合も、フォトシンスは第15条第6項を準用し、販売店に損害賠償を請求することができるものとします。
- 4. 購入者等が、本サービスの利用期間の途中で利用契約を解約し残期間分の支払いが 残存する場合、販売店は残期間分に相当する販売代金全額を、解約日までに一括に て支払わなければならないものとします。なお、フォトシンスは、一括払いで一度 お支払いを受けた購入者等の中途解約にかかる残期間分の販売代金については返還 しないものとします。
- 5. 前項の場合で、購入者等が本レンタル品一式を返却すべき期限にフォトシンスに返却しないときは、本レンタル品一式を紛失したものとして、フォトシンスは販売店に対して第15条6項の規定を準用することができるものとします。

## 第20条 (フォトシンスによる本サービス提供の終了・停止等)

- 1. フォトシンスは、購入者等が次の各号のいずれかに該当しないことを販売店が確認 する義務があることを前提として、購入者等が次の各号のいずれかに該当すると判 断された場合、購入者等への事前の通知又は催告を要することなく、当該利用契約 に関して、購入者等が当該利用契約に関する一切の期限の利益を失うものとみな し、販売店への通知をもって当該購入者等への本サービスの提供の終了又は停止を することができるものとします。
  - (1) 利用申込み、利用契約変更申込みその他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
  - (2) 履行遅滞等を含む本サービス利用条件の違背があった場合であって、相当の期間を定めて違背状態の解消を催告したにもかかわらず当該期限内に解消されなかった場合
  - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
  - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用 状態に重大な不安が生じた場合
  - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (7) 解散(合併による場合を除く)、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議した場合
  - (8) 本レンタル品と同様もしくは類似の製品の開発・提供を含む本サービスと同様もしくは類似のサービスを提供している場合又は将来行う予定があることが判明した場合
  - (9) 購入者等が反社会的勢力に該当する場合、反社会的活動を行っている場合、その 他反社会的勢力と関連がある場合
  - (10) その他利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合又はそのおそれがあるとフォトシンスが判断した場合
- 2. 販売店は、購入者等が前項各号の事由に該当する場合、購入者等に対し、直ちに本サービスの利用を中止し、自己の費用負担で本レンタル品一式をフォトシンス又は販売店に返却させなければならないものとします。また、販売店は、フォトシンスへの本レンタル品一式の返却を完了させない限り、フォトシンスに対して当該購入者等との利用契約の終了をもって当該利用契約に紐づく個別契約の終了を対抗でき

ないものとします。

- 3. 前項の場合で、本レンタル品一式の返却に際して、購入者等が着払いでフォトシンスに本レンタル品一式を返送したとき、フォトシンスはその費用を販売店に請求できるものとします。
- 4. 前項の場合に、利用契約に残期間がある場合は、第19条(購入者等からの利用契約の解約の申出等)第2項を準用します。
- 5. 第2項の場合で、購入者等が本レンタル品一式を返却すべき日から1ヶ月以内にフォトシンスに返却しないときは、本レンタル品を紛失したものとして、フォトシンスは販売店に対して第15条6項の規定を準用することができるものとします。

## 第21条 (禁止事項)

販売店は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為又は該当するとフォトシンスが判断する行為を購入者等が行うことを禁止するものとします。また、購入者等の行為が以下各号に該当する場合又はフォトシンスが該当すると判断した場合、フォトシンスは当該購入者等に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができ、当該行為によりフォトシンスが対応するために要した費用の請求を販売店に対してすることができるものとします。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) フォトシンス、販売店、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に対する 詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) フォトシンス、販売店、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (5) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (7) 本サービス又は本レンタル品のリバースエンジニアリング、分解、改造等の解析行為
- (8) フォトシンスのネットワークもしくはシステム又は本レンタル品に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
- (9) 第三者に成りすます行為
- (10) フォトシンスが許諾していない本サービス上での宣伝、広告、勧誘又は営業行 為
- (11) 本サービスの他の利用者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える 行為
- (12) 反社会的勢力等への利益供与
- (13) フォトシンスの同意なく、本サービス又は本レンタル品の再頒布、貸与、販売をする行為
- (14) 日本国内での適法性に疑義のあるサービスに利用することその他フォトシンス が不適切と判断する行為
- (15) フォトシンスが許諾していない通信用SIMカードの不正利用
- (16) 購入者等が所有・占有・管理・その他法律上又は事実上支配する領域を除き、 当社の事前の書面承諾(当社が定める書面に代わる電子的方法を含みます。) なく、購入者等以外の第三者へ本レンタル品を転貸する行為
- (17) 日本国外に本レンタル品を持ち出す行為
- (18) 日本国外で本サービスを利用する行為

(19) フォトシンスの事前の書面による承諾 (これに準ずる場合を含みます。) なく、 本サービスを第三者に有償・無償を問わず譲渡 (転売・販売を含みます。) す る行為

## 第22条 (一時中断及び提供停止)

- 1. フォトシンスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、販売店又は購入者等への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備の保守を緊急に行う場合
  - (2) 天災地変、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他の不可抗力により本サービス等の提供ができなくなった場合
  - (3) 電気通信事業者等が電気通信サービスの提供を中止又は停止することにより本サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) プラットフォーム側の事情により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (5) 前条各号に違反した場合
  - (6) その他運用上又は技術上フォトシンスが本サービスの中断を必要と判断した場合
- 2. フォトシンスは、購入者等が利用料金等の未払いその他利用契約に違反した場合には、購入者等への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 3. フォトシンスは、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、販売店、購入者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、フォトシンスに帰責事由のある場合を除いて、責任を負わないものとします。

## 第23条 (本サービス、本レンタル品の廃止)

フォトシンスは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス、本レンタル品の全部又は一部を廃止することができるものとし、該当する本サービス、本レンタル品を廃止する旨及び廃止日を販売店に通知(ただし、第2号の事由に基づく場合を除きます。)するものとします。この場合、フォトシンスは、廃止日をもって該当する販売店との個別契約の全部又は一部を解約するものとします。また、それに伴い、販売店は、購入者等との利用契約を解約させるものとします。

- (1) 本サービス、本レンタル品の廃止を決定し、廃止日の30日前までに販売店に通知した場合
- (2) 天災地変、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他の不可抗力により本サービス、本レンタル品等の提供ができなくなった場合
- (3) 電気通信事業者等が電気通信サービスの提供を中止又は停止することにより本サービス、本レンタル品の提供ができなくなった場合

### 第24条 (知的財産権等の取扱い)

本サービス又は本レンタル品に関する知的財産権等は全てフォトシンス又はフォトシンスにライセンスを許諾している者に帰属しており、本契約に基づく本サービス利用の許諾は、本サービスもしくは本レンタル品に関するフォトシンスあるいはフォトシンスにライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。

#### 第25条 (秘密保持)

1. 販売店は、フォトシンスが秘密に取り扱うことを求めて開示した本サービスに関する営業、財務、技術、業務、ノウハウ、その他の情報(ただし、有体物に限られな

- いものとします。) について、フォトシンスの書面による承諾がある場合を除き、 第三者への開示・漏洩してはならないものとします。
- 2. フォトシンスは、利用契約の締結に関して販売店又は購入者等から開示された情報 又は本サービス提供に関して受領した情報については、本サービスの提供の本旨に 従いフォトシンスにその利用が許諾されていると合理的に解される場合を除き、厳 正に取り扱うものとし、第三者へ開示・漏洩しないものとします。

## 第26条 (個人情報保護)

フォトシンスは、本サービスに関連して取得した購入者等の個人情報を別途定めるフォトシンスのプライバシーポリシー(https://photosynth.co.jp/privacy/)に従い、適切に取り扱うものとします。

## 第27条 (免責事項)

- 1. 本規約に別途定めのある場合を除き、フォトシンスを通じて販売店又は購入者等が利用できるすべての情報、コンテンツ又はサービスは、「現状有姿」及び「提供可能な限度」で提供され、フォトシンスは、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、いかなる種類の保証も行わないものとします。販売店は、購入者等に対し、自らの責任で本サービスを利用することに明示的に同意させるものとし、フォトシンスは、購入者等が本サービスを利用したことをもって、これに同意したものとみなします。
- 2. フォトシンスは、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、本サービスのダウンロード又は利用によるスマートフォンの故障又は損傷、本レンタル品の利用不能その他本サービス又は本レンタル品に関して販売店又は購入者等が被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、フォトシンスに帰責事由のある場合を除いて、賠償責任を負わないものとします。
- 3. 天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働 争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他 フォトシンスの責めに帰すことのできない不可抗力による個別契約の全部又は一部 の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、フォトシンスは責任を負わない ものとします。
- 4. 本規約においてフォトシンスが負担すべき損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本サービスの利用に関し、販売店が当該損害の発生した購入者等ごとに過去1年間に本サービスの対価としてフォトシンスに支払った総額を限度とします。
- 5. 販売店は、本レンタル品の取扱説明書・注意事項等を購入者等に確認させた上、本レンタル品を使用して頂くものとし、取扱説明書・注意事項等に反する取り扱いをしたことによる本レンタル品及び本サービスの利用不能その他の不具合に関し、フォトシンスは一切の責任を負わないものとします。
- 6. 購入者等が、フォトシンスが設置推奨外環境としている錠又は扉等へ本レンタル品 を設置することで、本レンタル品が故障・破損した場合、販売店はフォトシンスが 請求する修理代金を負担するものとします。
- 7. 新設、既設を問わず電気錠・自動ドア(ただし、電磁式電気錠を含みます。以下「電気錠等」いいます。)の故障、破損、経年劣化に起因する障害等が発生した場合、フォトシンスが行うサポートとしては、基本的に販売店の依頼に基づき、対応可能な施工業者の紹介までを行い、電気錠等に関する一切の保証及び責任を負わないものとします。電気錠等に関する保証又は問い合わせについては、電気錠等の製造・販売メーカーにお問い合わせいただくものとします。

- 8. 防災システムと本レンタル品の連携に起因する本サービスの障害等が発生した場合、フォトシンスは防災システム提供業者とは別に、原因究明を行い、本レンタル品に起因することが判明した場合、フォトシンスは代替品の納品を行うものとし、購入者等に生じた損害の賠償範囲については、本条に定める範囲を限度とします。
- 9. 購入者等が移転を行う場合、移転に関わる移設費用、撤去費用等については、フォトシンスは一切負担しないものとします。

## 第28条 (再委託)

フォトシンスは、販売店及び購入者等に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部をフォトシンスの判断にて第三者に再委託することができます。この場合、フォトシンスは、当該再委託先に対し、第26条(個人情報保護)のほか当該再委託業務遂行について、本規約及び販売店取引基本契約書に定めるフォトシンスが負うべき義務と同等の義務を負わせるものとします。

## 第29条 (契約不適合責任)

- 1. フォトシンスは、本レンタル品の種類、品質、数量に関して、本契約の内容との不適合があった場合、自らの裁量により、当該本レンタル品の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引渡し等の自ら指定した方法による履行の追完等の必要な措置を講じるものとします。ただし、その契約不適合が販売店又は購入者等の帰責事由が原因であるとき、又はその債務の不履行が契約その他の債務の発生原因もしくは取引上の社会通念に照らして責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではありません。
- 2. 販売店及び購入者等は、フォトシンスが前項の履行の追完をした場合は、損害賠償の請求をすることができません。

#### 第30条 (損害賠償)

フォトシンスは、販売店あるいは購入者等が本契約もしくは利用契約に違反し又はこれらに関連してフォトシンスに損害を与えた場合(リバースエンジニアリングによる修繕費用を含みます。)、フォトシンスに生じた損害(法的救済を求めるために要した弁護士費用、証人費用、証拠収集費用その他合理的費用も含みます。)を販売店に請求することができるものとします。

### 第31条 (遅延賠償金)

フォトシンスは、販売店が本サービスの対価の支払いをしない場合は、遅延日数に応じ、遅延部分に相当する代金に対し年14.6%の率を乗じた金額を遅延賠償金として請求できるものとします。

### 第32条 (本契約の契約期間)

1. 利用契約における本サービスの利用期間については、別途定める場合を除き、原則として課金開始月から12ヶ月間(以下「最低利用継続期間」といい、最低利用継続期間付きの契約を「利用期間に関する条件付き契約」といいます。)とします。なお、販売店は、原則として最低利用継続期間の途中で利用契約(ないし個別契約)を解約することはできないものとし、販売店の都合によりそれでもなお解約を希望する場合、第19条に定める解約の手続きを履行した上で、本レンタル品一式の返却及び残期間分の利用料金相当額をフォトシンスに一括にて支払うことにより、解約することできるものとします。また、当社は一度お支払いを受けた利用料金について返還しないものとします。

- 2. 前項なお書の場合で、販売店からフォトシンス指定のフォーマットにより解約手続きがなされたが、本レンタル品が返却されない場合、フォトシンスは当該解約の意思表示はなかったものとみなし、利用契約は最低利用継続期間の満了まで継続するものとします。なお、最低利用継続期間の満了の翌月5日までに本レンタル品一式の返却が完了しない場合は、第3条第6項に従い、利用契約は同一期間・同一条件で自動更新されるものとします。
- 3. 利用期間に関する条件付き契約において、最低利用継続期間満了後は、原則として同一条件で自動更新するものとします。

## 第33条 (権利義務の譲渡)

- 1. 販売店は、フォトシンスの書面による事前の承諾を得ない限り、本契約に基づく権利又は義務を、全部であるか一部であるかを問わず、第三者に譲渡し、引受けさせ、担保に供し、その他如何なる態様によっても処分することができないものとします。ただし、フォトシンスは、販売店に通知することにより、フォトシンスの契約上の地位並びに利用契約に基づく権利又は義務を、全部であるか一部であるかを問わず、第三者への譲渡(フォトシンスが販売店に対して有する対価等の請求権を債権回収代行業者へ譲渡することを含む。)、引受け、担保設定、その他如何なる態様による処分をすることができることに、販売店は承諾するものとします。
- 2. 第21条第16号に定める「当社の事前の書面承諾」に基づく本サービスの転貸については、以下に定めるような事項等を販売店が承諾し、フォトシンスが当該転貸を明示的に承諾した書面を別途締結し、販売店が本サービスを転貸する第三者(以下「転借者」といいます。)が、別途フォトシンスが定める当該転貸に関する誓約書等の書面をフォトシンスに差し入れない限り、認められないものとします。なお、フォトシンスは承諾しないこともでき、その場合の理由は開示しないものとします。
  - (1) 販売店はフォトシンスが認める転貸の目的及び対象者に対してのみ転貸をすることができます。
  - (2) 販売者と転借者との間で、販売店に準じて転借者も本規約を遵守することを条件して定めるものとします。
  - (3) 販売店は転借者を十分に管理するものとし、転借者に変更等が生じた場合は速やかにフォトシンスに通知し、フォトシンスの指示に従うものとします。
  - (4) フォトシンスが転貸を承諾した場合であっても、転借者による本サービスの利用 は日本国内に限定されるものとします。
  - (5) 販売者が転貸する場合であっても本サービスの利用料金に相当する対価の支払い は販売店がフォトシンスに行わなければならないものとします。
  - (6) 販売者は転借者に対してさらに本サービスを転貸させることはできないものとします。
  - (7) 販売者と転借者との間の本サービス利用に関する利用料金については両者間で適切に処理するものとし、転借者の当該利用料相当額の未払いは、フォトシンスに対する利用料金に相当する対価の支払いを遅延・拒否する理由にはなりません。
  - (8) 転借者が、本サービス含む販売者が転借者に提供するサービス等を利用できなかったことを理由に、フォトシンスに利用料金に相当する対価の支払いを拒否するよう求めたとしても、フォトシンスが本規約に従い明示的に承認しない限り、販売店が当該対価の支払いを免除される理由にはなりません。

- (9) 販売者は予め転借者に対して、販売者が本サービスの利用料金に相当する対価の 支払い怠る等、本規約に違反した場合、本サービスの提供が停止される可能性が あることを説明するものとします。
- (10) 前号の場合により転借者に損害等が生じたとしても、販売者及び転借者はフォトシンスに金銭賠償等を求めることはできないものとし、当該損害等については両者間で適切に解決するものとします。
- (11) 販売者は、理由のいかんを問わず利用契約が終了する場合、転借者に対して直ち に本レンタル品一式を返却するよう求めなければならないものとし、転借者が返 却に応じない等の理由により返却がなされないときは、フォトシンスは販売者が 本レンタル品を紛失したものとみなし、第19条第2項を準用するものとします。
- (12) 転借者が本レンタル品を紛失、破損、汚損、毀損し又は盗難された場合であっても、フォトシンスは販売店の責任とみなし第19条第2項を準用するものとします。
- (13) 販売店は本サービスを転貸する権利について、有償無償を問わず第三者に譲渡・ 担保・質入れ等を行うことはできないものとします。
- (14) 転借者が本レンタル品を設置・導入する場合であっても、販売店が本規約に従い 履践すべき事項は転借者も履践しなければならないものとします。

## 第34条 (保守サービス)

- 1. フォトシンスの本レンタル品の提供に関し、販売店は独自の有償の保守サービスを 提供することができますが、販売店は当該保守サービスを提供する旨及びその内容 についてフォトシンスに対して事前に承諾を得るものとします。また、販売店が有 償の保守サポートを購入者等に提供する場合、フォトシンスは販売店からの保守サ ポート依頼に基づきサポートを行い、当該サポートにかかった費用を販売店に請求 することができるものとします。
- 2. フォトシンスが有償の保守サービスを提供する場合は、販売店に対して別途フォトシンス担当営業よりご案内することがあります。

#### 第35条 (協議)

本規約に定めのない事項又は本規約に対して疑義が生じた事項がある場合、フォトシンス及び販売店は、誠意をもって協議の上解決することとします。なお、本規約の何れかの部分が無効であっても、本規約全体の有効性には影響がないものとし、当該無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定から類推解釈するか、無効な部分を取り除くことにより解消を試みるものとします。

### 第36条 (合意管轄)

本規約に関して生じた一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第37条 (準拠法)

本契約又は利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

#### 附則

2022年7月27日 制定